

令和8年3月から適用する 公共工事設計労務単価

(単位:円)

	名称	単価
公共工事 設計労務単価	特殊作業員	32,700
	普通作業員	26,100
	軽作業員	20,700
	造園工	25,600
	法面工	36,900
	とび工	32,600
	石工	31,600
	ブロック工	32,000
	電工	29,800
	鉄筋工	33,700
	鉄骨工	32,600
	塗装工	33,500
	溶接工	32,900
	特殊運転手	30,200
	一般運転手	25,600
	潜かん工	40,500
	潜かん世話役	50,100
	さく岩工	39,700
	トンネル特殊工	49,100
	トンネル作業員	34,200
	トンネル世話役	52,100
	橋梁特殊工	37,500
	橋梁塗装工	45,300
	橋梁世話役	46,300
	土木一般世話役	31,200
	高級船員	37,300
	普通船員	30,200
	潜水士	54,100
	潜水連絡員	34,000
	潜水送気員	35,800
	山林砂防工	34,100
	軌道工	45,100
	型枠工	32,300
	大工	31,400
	左官	32,700
	配管工	27,900
	はつり工	31,500
	防水工	30,000
	板金工	31,500
	タイル工	26,900
	サッシ工	33,900
	内装工	31,300
	ガラス工	30,000
	建具工	24,200
ダクト工	25,100	
保温工	28,600	
設備機械工(営繕)	30,000	
交通誘導警備員A	19,600	
交通誘導警備員B	18,300	

※留意事項

本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

1. 所定労働時間内8時間当たりの①基本給相当額及び②基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)、所定労働日数1日当たりの③臨時的給与(賞与等)、④実物給与(食事の支給等)で構成されている。
2. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まない。
3. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当は含まない。
4. 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まない。
5. 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含む。